

城 陽 市

高齢介護課

発行

編集



制度。

制度が始まって15年が経過し、「介護保険事業計画」

増え続ける高齢者の介護を、

社会全体で支える介護保険

も第6期目



平成27年(2015年)

(〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎56-4043 FAX56-4032)へ

域や住まいで、

これからも市では、

この間、城陽市でも介護サービス基盤が充実してきました。

介護が必要になっても、

住み慣れた地

(平成27年度から29年度の期間)となりました。

よう、「高齢者の自立支援」と「持続可能な介護保険運

尊厳ある自立した生活を送ることができる

をめざして介護保険サービスの充実に取り組みます。

[ホームページアドレス] http://www.city.joyo.kyoto.jp.

お問い合わせは 高齢介護課

高齢者人口 高齢者人口と要介護度別認定者数の推移 認定者数 (人) (人) J25,000 *各年10月1日(認定者数は9月末日)現在 6,000 [24,806 (31.5%)高齢者人口(高齢化率) 23,273 (29.6%) 5,000 22.137 20,000 (28.0%) 20,978 (26.3%) 19,810 19,290 (24.7%) (23.8%)4,000 3,767 3,539 15,000 3,421 309 3,334 3,246 297 324 3,036 463 324 3,000 310 430 290 394 要介護 5 397 388 561 要介護4 530 384 513 10,000 489 478 要介護3 487 625 2,000 607 630 640 608 要介護 2 565 568 530 507 452 440 5,000 要介護 1 415 1,000 625 573 491 544 478 428 要支援 2 572 616 要支援 1 532 553 509 467 0

H24

実績

H25

実績

老後を過ごせるまちづくり」をめざして

「住み慣れた地域で、誰もが安心して

平成27年度介護保険料

H23

実績

H22

実績

第1号被保険者(65歳以上の人) (保険料額は、平成26年度と異なります)

H27

推計

H26

実績

第5		第6期(平成27年度から平成29年度)							
段階	保険料額 (年額:円)		段階	対象者	乗率	保険料額 (年額:円)			
第1段階	26,370		第1段階	·生活保護受給者 ·非課税世帯で、老齢福祉年金受給者	0.4	24,480			
第2段階	27,830		37 1 1271	·非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入 の合計額80万円以下	0.4	2-1,400			
第3段階	36,620		第2段階	・非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入 の合計額120万円以下	0.625	38,240			
第4段階	41,010		第3段階	0.7	42,830				
第5段階	49,800		第4段階	0.85	52,010				
第6段階(基準)	58,580 月額:4,881]]	第5段階	・課税世帯で本人非課税、合計所得金額及び 課税年金収入の合計額80万円超	基準額	61,180 月額:5,098			
第7段階	65,910	改定	第6段階	・本人課税で、合計所得金額125万円以下	1.125	68,830			
第8段階	73,230		第7段階	・本人課税で、合計所得金額125万円超200万円未満	1.25	76,480			
第9段階	87,870	-	第8段階	・本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満	1.5	91,770			
第10段階	93,730	 □ .	第9段階	・本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満	1.6	97,890			
第11段階	99,590	I /	第10段階	・本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満	4 🗆	104,010			
No	99,090		分 I U 权陷	· 个人妹悦(、O II 别特並領400万円以上500万円木柯	1.7	104,010			
第12段階	105,450	' 	第10段階	・本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満	1.7	110,130			
				,, (0,1,1,0,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1					
第12段階	105,450		第11段階	・本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満	1.8	110,130			
第12段階 第13段階	105,450 111,310		第11段階	·本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満 ·本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満	1.8 1.9	110,130 116,250			
第12段階 第13段階 第14段階	105,450 111,310 117,160		第11段階 第12段階 第13段階	·本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満 ·本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満 ·本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満	1.8 1.9 2.0	110,130 116,250 122,360			

◎合計所得金額とは、年金・給与・事業などの所得をすべて合算したものです

◎年金から天引きの人は、すでに4月と6月の年金から、平成26年度の保険料を基準に納めていただいています。前半(4月、 6月、8月)と後半(10月、12月、2月)のおのおのの保険料の合計額をできるだけ均等にするため、8月の保険料額で調整しま す。そのため8月の保険料額は他の月に比べて大幅に増額することがあります

◎保険料額は平成27年4月から平成28年3月までの1年間の金額です。日本年金機構などから送付される源泉徴収票は1月か ら12月までの金額のため、この保険料額と金額が異なります

◎第1段階は、城陽市介護保険条例の一部改正に伴う軽減措置後の金額。なお、軽減前の保険料額(年額)は、27.540円

月から、 原則1割 40歳以上の人が被保提供するしくみです。 参照) 0 であると認められれば め、介護や支援が必要険者として保険料を納 ある人は2割※裏 の負担で介護 八は2割※裏面一定以上所得 (平成27年8

2,322人增、 年10月には29・6 と26年10月を比べると た認定者数も12年10 加となっています。ま8ポイントの大幅な増 (3人に1人)と、15 (7人に1人)から、12年10月の13・8 26 営

据えた地域包括ケアシ 加する平成37年度を見要な高齢者が急速に増 以上となり、介護が必 なさんが、すべて75歳る「団塊の世代」のみ となる介護保険事業計 平成26年度に第6期目 ステムを構築するため 介護保険料につい平成27年度から

市条例で65歳以上の 大の平成27年度から29 大の平成27年度から29 年度の介護保険料を決 定しました。課税状況 で1180円(年額)

人に、介護サービスを 齢による病気などによ いの考えのもと共同し て保険料を負担し、 介護が必要になった 介護保険は、 加

人口の割合)は、平人口に対する65歳以 本市の高齢化率 認定者数の推移 成

ビスを利用すること ており、今後もこの傾倍と大幅な増加となっ まれます。

介護保険事業計画 の策定 第6期

症施策の充実など、3 度から29年度までの3 ビス量の見込みや認知 ビス量の見込みや認知 年間の施策や方向 示しています。 性を

展した段階設定を行うために、これまでの第 合し、17段階と第2段階を統 合し、17段階制から16 段階制に改定しました。 段階制に改定しました。 程本の主な要因は、高齢 化の進展に伴う要介護保険 がの進展に伴う要介護 がの進展に伴う要介護 がの進展に伴う要介護

い
の
の

この広報紙は再生紙および植物油インキを使用しています

介護保険のしくみ

ができます。

支え合

市の高齢者人口と 介護度別要介護

向はさらに進むと見込

画を策定しました。

(左表参照) となり

ます。

とができない場合は地本人やその家族が行い本人やその家族が行い が必要な状態 介護(要支援) あります。 と認定を受ける必要が 護サー 「介護 ビスを利 態である 段や支援 認定申 市に要の利用

要です。 健康保険証など) 要です。 ります。また、本人の とも どに代行してもらうこ 主治医に心身の の聞き取り調査があ申請後に、本人など 康保険証など)が必(65歳未満の人は、 包 括支援 介護保険被保険者 できます。 セン 申請に 状況 ターな

から介護サービスを利成することで、申請日定的なケアプランを作 が判定されます。一 認定申請をする必要はのに心配がなければ、 体機能の 用することもできます。 介護を必要とする度合定審査会」で審査され、 ありません。今後、 要介護状態区 認定 分

|高齢介護課介護認定

7

56

作成する必要がありま するにはケアプランを 介護サ 1 -ビスを 利用

れ直接連絡してくださ 護支援事業者へそれぞ で 1・2の人は地談しましょう。そのために 施設へ連絡してくださ 0 支援センター はケアマネジャーク。そのために、 -へ、要介は地域包括の。要支援 一に相 まず

介護サービスの使い方

介護 利用に サ Ì つ ビ (1 ス

ての

平

成 27

年

4月か

平

成27年8月

か

てもら ての います 意見書を作 介護認

支援) 認定の申請をす が必要と思われた時に、 が必要と思われた時に、 るようにしてください。 デイサー などの に支障を感じ 介護サ ・ビスや ビルスパ

平成27年度介護保険制度改正の概要

平成27年度の介護保険制度改正は、団塊の世代がすべて75歳に なる平成37年度に向け、介護保険料の負担をできるだけ適正な範囲 に抑えつつ、持続可能な制度とし、引き続き、介護サービスの効率 化・重点化に取り組んでいけるようにするものです。その主なものを ご説明します。

◎介護保険の財源における負担割合の変更

第1号被保険者の保険料の負担割合は21%から22%に、第2号被保険者の保険料 の負担割合は29%から28%に変わりました。

◎介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所基準の変更

介護老人福祉施設(地域密着型を含む)への新規入所者は、原則要介護3以上に 限定されました。

※要介護1・2でも一定の基準に該当する場合には特例での入所が認められます

◎多床室の負担限度額の変更<下段表1参照>

負担限度額が320円から370円に変わりました。

※適用年月日が平成27年3月31日以前の日付になっている「介護保険負担限度額認 定証」については、平成27年4月以降、変更前を変更後の負担限度額に読み替えます

◎一定以上所得者の利用者負担の見直し

-定以上所得者については、介護サービスと介護予防サービスの自己負担が、1 割から2割に変わります。

これにともない、利用者の負担割合を示す証明書となる介護保険負担割合証を、 要介護・要支援認定者全員に交付します。

※一定以上所得者とは…本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被 保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身280万円以上、2人以上世帯 346万円以上の人

◎食費・居住費の軽減制度(負担限度額認定)の適用条件の変更

これまで市民税非課税世帯を対象としていましたが、以下の①②のいずれかに該 当する場合は、軽減制度が受けられません。

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が市民税課税
- ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも預貯金などが単身 1,000万円、夫婦2,000万円を超える
- ◎高額介護サービス費の上限額の一部変更<下段表1参照>

現役並み所得者の区分が設けられます。

※現役並み所得者とは…同一世帯に市民税課税所得145万円以上の第1号被保険者 がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の人

保険料の減免や負担軽減制度

介護保険料の減免

市には、収入の少ない世帯のための保険料 減免の制度があります。

減免を受けるには保険料段階が第2段階 第3段階の人で年間収入120万円以下、預貯 金350万円以下、課税者の扶養を受けていな いなどの条件があります。また、災害で家屋 に1割以上の損害を受けたり、入院や失業な どが原因で世帯収入が2分の1以下に減った 場合などの減免の制度もあります。

食費・居住費(滞在費)の軽減 <表1参照>

介護保険3施設(特養、老健、療養型)への入 所(院)やショートステイを利用する場合、食費 や居住費(滞在費)は原則自己負担です。

金額は施設が定めますが、市民税非課税世帯 の人に対して、その負担を軽減する制度です。

高額介護サービス費・ 高額医療合算介護サービス費

介護サービスを利用した場合、1割の自己負 担額が一定の金額を超えるとその超えた分をお 返しします。また、介護サービス費と医療費の

自己負担額が高額になった場合、介護サービス 費と医療費のそれぞれの限度額を適用後、介護 保険と医療保険の自己負担額をあわせた1年分 (8月~翌年7月)を世帯ごとに合算し、限度額 を超えた場合は、超えた分をお返しします。



保険料の減免や各負担軽減制度の適用を受 けるには申請が必要です。各制度に関する手 続きの方法や該当基準など、詳しくは高齢介 護課へお問い合わせください。

問同課介護保険係☎(56)4043

介護サービスを利用した場合の自己負担 〈表1〉

(施設に入所した場合や、ショートステイを利用した場合の負担限度額)

利用者負担段階		高額介護サービス費の 上限(月額)		食費 (日額)	居住費(日額)					
					ユニット型	ユニット型	従来型個室		多床室	
		平成27年7月まで	平成27年8月から	, _ ,,,	個室	準個室	特養	老健·療養型	タル王	
第1段階	生活保護受給者	個人 15,000円 世帯 15,000円	個人 15,000円 世帯 15,000円	300円	820円	490円	320円	490円	0円	
	市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	個人 15,000円世帯 24,600円	個人 15,000円 世帯 24,600円							
第2段階	市民税非課税世帯で本人の合計所得金額 と課税年金収入の合計が80万円以下の人			390円	820円	490円	420円	490円	370円	
第3段階	市民税非課税世帯で利用者負担第2段階以外の人	世帯 24,600円	世帯 24,600円	650円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	
第4段階	市民税課税世帯の人	世帯 37,200円	世帯 37,200円	各施設などが決めた金額を払います						
	現役並み所得者	E11 07,200	世帯 44,400円	口言はならい人かん可能ではなる						